

一般社団法人日本医療法人協会 御中

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する
補助金の令和 8 年度の申請受付の開始について

厚生労働行政につきまして、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

自治体等で発行する医療費助成（公費負担医療又は地方単独医療費助成をいう。以下同じ。）の受給者証や医療機関で発行する診察券のマイナンバーカードへの一体化は、マイナ保険証 1 枚で、スムーズな受付が可能となり、医療保険とともに、医療費助成のオンライン資格確認の実施や、診察券がない場合でも受付した患者の情報の管理を可能とするための取組です。この取組により、医療保険の資格情報に加え、受給者証情報や診察券情報の手動入力の負荷をセットで削減できるようになるとともに、正確な医療費助成の資格情報に基づき請求を行えるようになることで、資格過誤請求が減少するなど、事務の効率化が推進されることとなります。

政府においては、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和 5 年 6 月 2 日医療 DX 推進本部決定）等に基づき、医療費助成のオンライン資格確認の導入を推進しており、本年 3 月末時点で、622 自治体（41 都道府県、581 市町村）、約 6.9 万の医療機関・薬局においてシステム改修が完了しています。

メリットを全国規模で広げていくため、令和 8 年度においても、参加する自治体や医療機関・薬局の拡大を推進していくこととしており、医療費助成のオンライン資格確認を導入するためのレセプトコンピュータの改修に対する補助金を用意し、本年 5 月 15 日より申請受付を開始する予定です。本補助金の具体的な内容については、病院におかれては別添 1 を、診療所におかれては別添 2 をご参照ください。

なお、別添 1 及び別添 2 のとおり、医療費助成の受給者証と診察券の両方の機能をマイナンバーカードに一体化するためのレセプトコンピュータの改修についても、本補助金を活用することが可能です。

貴会におかれては、これらの内容について御了知いただき、貴会会員に対し周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、申請期限は令和 8 年 9 月 30 日までとなっており、昨年度事業より申請期間が短くなっておりますので、お早めに申請いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。また、特に貴会会員の医療機関が所在する自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入している、又は導入予定である場合には、本補助金の積極的な活用について御検討いただきますよう、併せて特段のご配慮をお願い申し上げます。

【照会先】

- 医療費助成のオンライン資格確認関係

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 jousan@mhlw.go.jp

- 診察券とマイナンバーカードの一体化関係

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 suisin@mhlw.go.jp

病院のみなさまへ

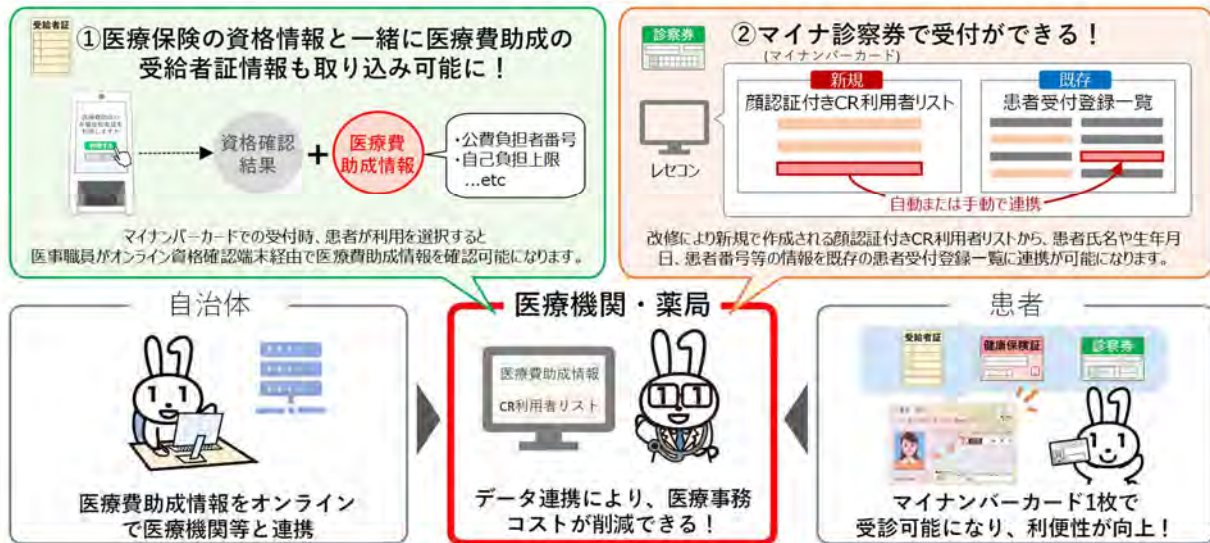
令和 8 年度版
病院向け

医療費助成の受給者証・診察券のマイナンバーカード一体化補助金の申請受付を開始します！

申請〆切 9月30日 お早めの申請を！



医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化には多くのメリットがあります



補助内容のご案内

病院においては、以下のいずれかの改修を選択して、補助金を受給することができます。

- ① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するためのレセコンの改修
- ② 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付を行うためのレセコン等の改修
- ③ マイナ診察券で受付を行うためのレセコン等の改修

事務コストの削減が期待できますので、是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。



① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

- 医療費助成のオンライン資格確認については、令和 8 年 3 月末時点で、**全国622自治体（41都道府県、581市町村）**が参加しています。また、**全国約6.9万の医療機関・薬局**において、**レセコン改修が完了**しています。
※ 一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都度の追加改修は必要ありません。
※ 参加自治体の一部は、今後、医療機関との医療費助成情報を連携開始予定。
- 運用を開始している自治体名や対応する受給者証の種類についてはデジタル庁HP（下部QRコード左参照）で、運用予定については厚労省HP（下部QRコード右参照）をご確認下さい。
- オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

補助額

(※千円未満切捨て)

28.3万円を上限に補助

(事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

詳しくはこちら

医療費助成のオンライン資格確認運用開始済自治体の一覧はこちら



医療費助成のオンライン資格確認の運用を予定している自治体の一覧はこちら





②医療費助成の受給者情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診療券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- ・レセコン・再来受付機等の改修等により、医療費助成の受給者証と診療券の両方の機能をマイナンバーカードに一体化できます。この場合のレセコン・再来受付機等の改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診療券の廃止までは、要件ではありません。

補助額 (※千円未満切捨て)	①再来受付機等の改修を含む※	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等の改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。



③マイナ診療券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- ・レセコンの改修等により、診療券の機能をマイナンバーカードに一体化できます。診療券利用に伴うレセコン改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診療券の廃止までは、要件ではありません。

補助額 (※千円未満切捨て)	①再来受付機等の改修を含む※	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等の改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。

申請手続きに係る共通事項のご案内

医療費助成の受給者証と診療券利用に伴う改修は別々の機会に実施することも可能ですが、その場合でも、申請は一括で行っていただくようお願いします。(一体的な申請手続きを行う観点から、複数回の申請は認められません。また、その場合の補助額は上記②に記載の通り、再来受付機等の改修を含む場合は60.0万円、再来受付機等の改修を含まない場合は28.3万円となります。)

2026年(令和8年)5月15日～ 2026年(令和8年)9月30日	
申請期間	※昨年度より申請期間が短いため、改修が完了し、申請書類がご準備できましたら、お早めの申請をお願いします。 ※申請期間以前に改修を行った場合も対象となります。
申請方法	医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい
必要書類	申請に必要な書類は以下3点です ① 領収書 ② 領収書内訳書 ③ システム改修に係るチェックシート(ベンダーに記入してもらってください) ※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください



補助金の申請手続きは以下から行うことができます



医療機関等向け総合ポータルサイト 補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



■医療機関等向け総合ポータルサイト

URL : <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

■お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター(通話無料)

0800-080-4583 月曜日～金曜日：8:00～18:00(祝日除く)
土曜日：8:00～16:00(祝日除く)



4



②医療費助成の受給者情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診療券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- ・レセコンの改修により、医療費助成の受給者証と診療券の両方の機能をマイナンバーカードに一体化できます。
- ・この場合のレセコンの改修への補助金は下記のとおりです。 ※診療券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

(※千円未満切捨て)

5.4万円を上限に補助

(事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)



③マイナ診療券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- ・レセコンの改修により、診療券の機能をマイナンバーカードに一体化できます。
- ・診療券利用に伴うレセコン改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診療券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

(※千円未満切捨て)

5.4万円を上限に補助

(事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)

申請手続きに係る共通事項のご案内

医療費助成の受給者証と診療券利用に伴う改修は別々の機会に実施することも可能ですが、その場合でも、申請は一括で行っていただくようお願いします。(一括的な申請手続きを行う観点から、複数回の申請は認められません。また、その場合の補助額は上記②に記載の通り、5.4万円となります。)

申請期間	2026年(令和8年)5月15日～2026年(令和8年)9月30日 ※昨年度より申請期間が短いため、改修が完了し、申請書類がご準備できましたら、お早めの申請をお願いします。 ※申請期間以前に改修を行った場合も対象となります。
申請方法	医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい
必要書類	申請に必要な書類は以下3点です ① 領収書 ② 領収書内訳書 ③ システム改修に係るチェックシート(バンダーに記入してもらってください) ※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください



補助金の申請手続きは以下から行うことができます



医療機関等向け総合ポータルサイト 補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



■医療機関等向け総合ポータルサイト

URL: <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

■お問い合わせ先: オンライン資格確認等コールセンター(通話無料)

0800-080-4583

月曜日～金曜日: 8:00～18:00(祝日除く)
土曜日: 8:00～16:00(祝日除く)



医療費助成のオンライン資格確認の状況（令和 8 年 3 月時点）

◎参加・参加予定（累計）

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
自治体	5	183	622
都道府県	0	22	41
市区町村	5	161	581

◎都道府県の参加・参加予定（累計）【41都道府県】

種類	公費負担医療										地単※
	精神 通院	難病	小児 慢性	障害児 入所 【R7～】	感染症法			予算事業			その他
					結核	新型 イン フル 【R7～】	新感 染症 【R7～】	肝炎 【R7～】	肝がん・ 重度肝 硬変 【R7～】	特定 疾患 【R7～】	
都道府 県数	40	31	31	9	4	0	0	14	8	5	4

* こども医療費助成、障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成以外の地方単独医療費助成

参加・参加予定
都道府県（累計）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、
島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

◎市区町村の参加・参加予定の状況（累計）【581市区町村】

種類	公費負担医療							
	障害者総合支援法				難病	児童福祉法		
	精神通院	更生医療	育成医療	療養介護医療 【R7～】		小児慢性	肢体不自由児 通所【R7～】	障害児入所 【R7～】
市区町村数	4	266	256	102	2	17	87	2

種類	公費負担医療				地単※			
	未熟児 養育医療	感染症法			こども	障害者	ひとり親 家庭	その他
		結核	新型インフル 【R7～】	新感染症 【R7～】				
市区町村数	26	6	0	0	521	481	504	149

※地単：地方単独医療費助成の略称